

平成31年3月6日（水）

於・ コープビル 6階第3会議室

第30回

太平洋広域漁業調整委員会

議事録

1. 日時：平成31年3月6日（水） 13：30～15：47

2. 場所：コープビル6階第3会議室

3. 出席委員

【会長】

学識経験 関 いずみ

【都道府県互選委員】

北海道 川崎 一好

青森県 竹林 雅史

岩手県 大井 誠治

宮城県 畠山 喜勝

福島県 松野 豊喜

茨城県 大川 雅登

千葉県 塩野 健

東京都 有元 貴文

神奈川県 宮川 均

静岡県 鈴木 精

愛知県 船越 茂雄

三重県 掛橋 武

和歌山県 木下 吉雄

高知県 木下 清

愛媛県 佐々木 護

大分県 小野 眞一

宮崎県 中島 耕成

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 福島 全良

漁業者代表 鈴木 宏彰

漁業者代表 小坂田 浩嗣

漁業者代表 金澤 俊明

漁業者代表 中田 勝淑
漁業者代表 井上 幸宣
学識経験 花岡 和佳男

4. 議 題

- (1) 太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について
- (2) 北部太平洋海区大中型まき網漁業による試験的なサバ類個別漁獲割当（IQ）
について
- (3) 太平洋広域漁業調整委員会指示第29号の一部改正について
- (4) 太平洋クロマグロの資源管理について
- (5) 平成31年度資源管理関係予算について
- (6) 水産政策の改革について
- (7) その他

午後1時30分 開会

○事務局（竹川） それでは、定刻となりましたので、ただいまから第30回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、都道府県互選委員であります徳島県の中野委員、大臣選任委員の清水委員、北門委員が事情やむを得ず欠席されております。委員定数28名のうち定足数である過半数の25名の委員のご出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用いたします同法第101条第1項の規定に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは、関会長、議事進行をよろしく申し上げます。

○関会長 本日はお忙しい中、委員の皆様におかれましては、ご多忙の折出席を賜りましてありがとうございます。今年度、漁業・水産業が非常に重要な節目を迎えた年だったわけですけれども、引き続き話し合いを重ねていくということが大切であり、そういうところにこの委員会の意味もあると思います。それでは委員会を始めさせていただきたいと思っております。

本日は、水産庁から長谷長官、藤田企画課長、中管理課長、岩本資源管理推進室長、また水産研究・教育機構から中央水産研究所経営経済研究センターの金子研究員を初め、多数の方にご出席をいただいております。

それでは、本日もご臨席いただいている水産庁の長谷長官から、委員会の開催に当たり一言ご挨拶をお願いします。

○長谷長官 皆さん、こんにちは。水産庁の長谷でございます。

委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まずは、委員の皆様方におかれましては、年度末のお忙しい折に、委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

1年ほど前ですけれども、水産改革を控えてお話しさせていただいたことを思い出すと、顕在化する海洋環境の変化、それから活発化する外国船操業、そして本格的な人口減少時代を迎えて、将来の浜の姿を見据えつつ、今の時点で何をどこまで見直しておく必要があるのか真剣に検討したいというお話をしたところでございますが、今日は議題の中で、年末の臨時国会で水産改革法案も成立いたしましたので、またそれに関連する予算、まさに先日衆議院は通りましたので、成立を待つばかりということではあるんですけれども、そういった情報も提供したいと思います。

また、キンメダイとクロマグロのお話がございます。キンメダイについては、私が担当

の室長をさせていただいている頃に、この委員会で取り上げて以来、何とか資源も漁業も存続できていると思っておりますが、さらに、その先にステップアップするためにどういうことが必要なのかという議論をさせていただければと思います。また、クロマグロについては、本当に全国各地で真剣な、また大変なご努力をいただいているところでありまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。度々申し上げていることでもありますけれども、クロマグロの最大の生産国であり、消費国である日本として、この取り組みは何としても、石にかじりついても成功させたいということをお願いをしているところでもあります。

ご報告させていただきますと、昨年のWCPFC、国際会議の場で増枠こそ残念ながらありませんでしたけれども、獲り残し分の繰り越しについてのルール化ができたところでございます。今年はまた引き続き、そういう制度もうまく使いながら増枠交渉もしていきたいということでもあります。また、最初は相当様々なことがありましたけれども、時間が経つにつれて多少慣れてきている。様々な放流についても習熟してきているということもあると思います。そういう中で、沿岸漁業から見ると来遊状況の地域差というものが大きいのは事実でありますので、ここを何とか融通を円滑に進めるためのルールづくりも、今回、今後進めていきたいということを考えているところでございます。

それから、水産改革につきましては、後ほどまた説明いたしますけれども、一つは漁場利用を、水面の総合利用をもう1回、電池を入れ直すつもりでやっております。そういう中で、ご紹介ですけれども、今日たまたま業界紙一面に、ご出席の岩手県の大井会長の地元の取り組みということで、サーモン養殖を企業とも連携して、浜の存続のために将来を見据えて、そういう取り組みをしていこうというのが一面の記事で出ておりました。この水産改革を契機として、そういう取り組み、検討が各地で行われるということを期待しているところであります。水産改革を後押ししてくださいということで、補正と当初合わせて、水産関連予算、農林水産省全体で3,200億円という予算を編成したところであります。こういうものを一過性にせず、なるほど、水産界変わってきているじゃないか、後押ししていこうじゃないかという、今の機運を繋げていくためにも、そういった取り組みをまた各地でご検討いただけるとありがたいと思っております。

また、この委員会の直接のテーマであります資源管理についても様々な取り組みを、様々な魚種でやってきております。今回改めて整理しておりますが、資源評価というものの予算について充実させるとともに、それぞれの魚種資源について、関係者で目標を持って計画的に取り組んでいこうということがポイントだと思っております。資源評価が精緻に

できて、科学的にすっきりと目標が設定できるものがないわけでありませぬけれども、必ずしもそれだけではないわけでありませぬ。それぞれの今得られる情報の中で、目標を設定した上でこういう取り組みをするということを決めていくといひませぬか、取り組んでいくことが大事だと思ひておひませぬ。そういうことをやるので、その際にはある程度当然漁業者に我慢をしてもらわなきゃいけないといひませぬことが出てくるわけだ。しかし、そういうことを計画的に取り組んでいくので、今回、休漁の支援の基金といひものもつくりませぬし、あとは収入安定対策だ。漁業共済と積み立てプラスで今までもやってききたけれども、これから本格的に水産界としてやっていくので予算措置の積み立てプラスも含めて、今回、収入安定対策についての制度化を検討していきませぬといひのが改革の第二弾といひことだ。実際の改正漁業法の施行といひのは、公布後2年以内といひことだ。実際は来年になります。来年の後半になると思ひませぬけれども、それにあわせて、大臣許可漁業でいひば次の許可の切り換えは3年後、漁業権の免許の切り換えは4年後といひふうに順次進んでいくわけだ。それに向けて準備期間を十分確保しつつも、そこに反映できるような取り組みを今から真剣に検討していきませぬといひ時期に入ってきているといひことだ。

この委員会でのさまざま議論なり、浜・現場での経験を生かしながら、実のある改革にしていききたいと思ひておひませぬので、今後ともよろしくおひせたいといひことをおひせたいしませぬ、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日、よろしくおひせたいしませぬ。

○関会長 長谷長官、どうもありがとうございます。

続きませぬして、配付資料の確認を事務局からおひせたいと思ひませぬ。

○事務局（竹川） それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

お配りしている資料だ、まず、1枚目、本日の委員会の議事次第と書いてある資料、こちらの資料には、めくっていただくと委員名簿、それから配席図、それから出席者名簿がついておひませぬ。次に、今回の議事で説明させていただきます資料だ、資料1-1、キンメダイの資源管理についてといひ資料、資料1-2、広域委員会の委員会指示に関する概要の資料、そして資料2が北部太平洋大中型まき網漁業における試験的なサバIQ管理についてといひ資料、そして資料3が、太平洋広域漁業調整委員会指示第29号の一部改正についてといひ資料、そして第4が太平洋クロマグロの資源管理についてといひ厚い資料だ。そして資料5が予算に関する資料だ、31年度水産予算概算決定の主要事項と

いう資料、そして資料6ですが、パンフレットが入っておりこちらが資料6－1ということになります。そしてその次の資料6－2の別冊資料という改革の資料がございます。

以上が本日の資料となっております。もし不足等ございましたら事務局までお申しつけください。

また説明の途中でも資料に落丁等がございましたら、その都度、お手数ですが事務局までお知らせいただければと思います。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

続きまして、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人の選出についてですが、事務規程第12条により会長の私からご指名させていただきます。

都道県互選委員からは高知県の木下委員、それから大臣選任委員からは金澤委員、以上のお二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

報道関係の皆様にお伝えいたします。冒頭のカメラ撮りはここまででございますので、以降の撮影につきましては、お控えください。

それでは、早速議題に入っていきたいと思ひます。

まず、(1)太平洋南部キンメダイに関する委員会指示についてに入ります。

事務局より説明いたします。

○事務局(竹川) それでは説明いたします。事務局の水産庁管理課の竹川と申します。よろしくお願ひいたします。

まず資料1－1から順に説明してまいります。資料1－1、ページをめくっていただきまして、スライドの1－1、キンメダイの分布・生態についてというところからご覧ください。

キンメダイにつきましては、この資料の左側の日本地図にありますように、産卵上、主な漁場がこの伊豆七島、それからいわゆる南西諸島、高知県沖、こういったところに分布や産卵場があるという状況でございます。そしてキンメダイの成長についてでございますが、下の3番のスライドになります。成魚につきましては、4歳から成熟が始まり、成熟率が約半分程度と推定されております。またキンメダイは寿命が長く、26歳以上まで生きるということがわかっております。こういった寿命が長い魚について、資源管理を今後どのようにしていくのかというところが、次のページからになります。

現在の年齢別の漁獲状況を見ますと、未成魚の1歳から3歳の漁獲はおおよそ10%、そして成熟が始まる4歳以降の漁獲が、現在90%程度となっております。そして将来予測を行っております。将来予測を見ますと、現在、資源量は、98年から比較してやや右肩下がりで下がっております、2018年は資源量が大体3万トンぐらいとなっております。

こういった中で、今後どのようにして資源を回復していくかということですが、将来予測によると、大体现行の漁獲圧を30%以上削減することで資源が回復していくだろうということになっています。こういった資源評価をもとに、現在の資源管理措置が次のページからお示しするように行われているわけでございます。

7番のスライドですけれども、現行の取り組みに関しまして、先ほど申し上げましたとおり、キンメダイ資源を持続的に利用するためには漁獲圧を下げて、漁獲死亡を減らす取り組みが必要というところでございます。そのため、現在東京都、それから千葉県、神奈川県、静岡県の1都3県の漁業者による取り組みが進められております。関連する漁業種類としましては、立縄漁業、それから底立てはえ縄漁業、そして今回の委員会指示であります底刺し網漁業が営まれております。取り組み内容といたしましては、関係漁業者の合意のもとで、努力量の削減措置に組み込み、各海域ごとにきめ細かい措置を機動的に実施するという方向で行っております。

具体的な取り組みにつきましては次のページの8番のスライドになります。各地域の取り組みが、まさに立縄漁業、底立てはえ縄漁業というところを書いてある内容でして、それぞれ関係漁業者の海域において、小型魚の再放流、漁具・漁業方法の制限、休漁日の設定、こういったものを細かく取り組んでいただいております。

また底刺し網漁業につきましても、休漁の設定、小型魚の保護、漁具の制限といった措置も行われております。

そしてその下が、先ほど言いました1都3県の漁業者で集まる今年度の漁業者代表部会での提案内容というところでございます。努力量の3割削減、それから三本西という漁場における1都3県の休漁日の設定、こういったものについて議論がなされております。三本西における休漁日の設定については引き続き検討することとなっておりますし、努力量の削減も各地域において、より取り組める形で取り組んでいくというところで、今回の代表者部会のほうが閉じているところでございます。

なお、矢印にあるとおり、平成30年2月の協議会におきましては、静岡県では土曜日の休漁実施に向けて調整中ということがご報告されているところです。

このような形で現在、キンメダイについては資源管理に取り組んでおります。では今回の委員会指示に関しまして、資料1-2を見ていただきますと先ほどの資源管理措置でお話ししました底刺し網につきまして、その承認を行うのがこの指示の内容です。具体的には、一番上の1-2の資料の初めの文章の2番目のパラグラフ、「このため」というところです。キンメダイ資源の管理・回復を図るためにEEZ内の下記の規制海域、この委員会承認がどこにかかるかというのは、その下の地図の斜線の地域で、この規制海域においてキンメダイを獲ることを目的とする底刺し網漁業にかかる規制を行うものというのが、今回の委員会指示の内容です。

具体的には底刺し網漁業の承認という形での規制になっております。これは毎年承認を出させていただいておまして、本年も引き続き同様の内容で承認制度を行いたいという内容になっております。前回からの変更点は、この日付の部分の更新でございます。来年度もこのような形で委員会指示を発出するという案になっております。

私からの説明は以上でございます。

○関会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等あればよろしくお願ひします。

もしよろしければ、関係地区から委員さんもいらっしゃっていることですので、まず神奈川県宮川委員さん、取り組み状況ですとかそのあたりの実態についてお願ひします。

○宮川委員 神奈川県、三崎港の水揚げ状況を報告したいと思います。

去年は一昨年を100とすると、57%の水揚げ量でした。とても悪いという印象です。今年に入りまして、去年の一、二月と今年の一、二月を比較したんですけれども、去年を100とすると今年は8%。非常に悪いです。3月に入りまして、少しずつ始めてきてまして、今後期待したいなというふうには思っております。食害については、サメ、イルカ、バラムツ、周年食害がありまして、漁師の皆さん困っております。特に夏場は被害が多くて困っている状況です。

○関会長 ありがとうございます。静岡県の鈴木委員さんはいかがでしょう。

○鈴木（精）委員 今、宮川さんが言ったように、静岡のほうもキンメの漁獲量に関しては減っております。静岡県の場合だと、主な場所が御前崎、下田、稲取等と、そういう場所なんですけれども、その中で伊東と稲取が競合している大島へ向けたほうの漁場に関しては、極端にひどいです。

簡単な言い方をしますと、稲取でたくさん漁があったとき、漁があったときの4日分、

1週間のうち4日、大体毎年、毎日十二、三トン水揚げがあったんですけど、去年の水揚げはその4日分に相当しています。それだけ漁獲が減っていたということですね。

原因としては、漁師の高齢化によって昨年だけでも6隻ぐらい漁をやめたという部分、それとあと黒潮の大蛇行の影響で、とてもじゃない、半端ない黒潮系の流れが来て、漁をしづらいつか、漁にならないとかいう、そういう日が続いています。ちなみに今日あたりで、普段では考えられないキンメ漁の帰りにカツオが揚がったというような状態で、非常に早い潮が伊豆の大島の内海のほうが、大体稲取から7マイル、8マイルぐらいのところだと思えるんですけども、その辺まで来ているということです。

資源管理に関しては、1月に、暫定地域のキンメ漁業者が集まった中で、遊漁船もキンメ漁をしているという中で、遊漁者が少ないときは、漁業者はその船の船頭の仕掛けをおろすんですけども、それが今までは一人2本まで下げてよいという形でやっていたけれども、本当は乗組員以外の遊漁者が乗っているんだから、道具の制限は一人1本にしてくれという形で話は進んでいます。

それとあと参考までにですけども、去年の暮れですか、今年のはじめだか、ちょっとこの前説明を受けて忘れたんですけども、平成3年に稲取で標識をつけて放流したキンメが30年に揚がりました。つまり27年目ですね。大きさ的には2.1キロと。だから放流した場所は案外大きめの魚、0.7から1.2キロほどが揚がる漁業ですから、長い年数生きていてもやはり成長は遅いなという、そういう感じがしています。

以上です。

○関会長 具体的な状況の報告、ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。もし可能であれば、1都3県ということなので千葉の塩野委員、東京の有元委員にもご発言をいただきたいと思います。

○塩野委員 千葉県は銚子沖、勝浦沖、湾口部という漁場が中心なんですけれども、いつときかなり減りまして、県全体で1,500トンだったのが1,100トンぐらいまで減ったんですが、ここ、平成28、29、30と回復の兆しが見えているようです。特に銚子沖なんかはかなり減った後、小型魚が見え始めまして、去年はその前の年を超えるような水揚げで、資源評価としても中位増加というような言い方になっています。

それから勝浦沖漁場は中位の横ばいということです。

やはり千葉県の船も島回りのほうに行く船もあるんですが、やはりそれは苦戦しているようです。湾口部のところでは、いつとき全然獲れないで遊漁船だけだったんですけど

も、ここに来て、漁船の漁もよくなっていると。小型が多いので、それを大事に獲るとい
うのが今、我々のテーマになっております。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

では有元委員、お願いします。

○有元委員 東京都です。昨年と同じようなお話をさせていただいたんですけれども、伊
豆諸島においてはキンメが重要魚種であり、重みがすごく出てきてしまっていると。逆に
もしそれが、例えば何年か前の黒潮大蛇行のときに、漁獲量の傾向が変わったというよう
なことで、いつ何がどう変わるかわからないというのが一番心配しておりまして、キンメ
以外に何か重要魚種としてうまく使えるものはないのかというような検討も始まっている
ように聞いております。

問題として感じますのは、各県別の規制という形になっていて、例えば大きさ、例えば
漁具で、その結果として系群別になっていけば構わないんだけど、実は市場としては
同じところに揚がってきてしまうと。あるところで、小型魚で大きく動いてしまうと、他
のところにも、値段に影響してくるというようなことも、漁師さんの間では議論されてい
るようです。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

他に何かありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それぞれ、状況的にはいろいろ複雑であり、そういう実態についても各1都3県の方々
からお話をいただいたところですが、委員会としては、太平洋広域漁業調整委員会
指示第31号を本日付で発出するというので、委員会としての承認というのはこちらでよ
ろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○関会長 ありがとうございます。

では、今回の委員会指示でございますが、今後の事務手続上におきまして、部分的な文
言の修正等があった場合は、会長一任とさせていただきたいと思っております。

あわせて、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○関会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうで、委員会指示についての事務手続を進めていただきたいと思います。

続きまして、議題（２）の北部太平洋海区大中型まき網漁業による試験的なサバ類個別漁獲割当（IQ）についてということで、この議題は北部太平洋海区の大中型まき網漁業において、平成26年漁期より、サバ類を対象とした操業で自主的に実施しているIQ管理を対象に、水産研究・教育機構による平成26年漁期からの４年間に及ぶ調査が終了したことに伴い、これまでの調査の取りまとめをご報告いただくものとなります。

それでは、水産研究・教育機構中央水産研究所の金子研究員さんからご説明をお願いしたいと思います。

○金子研究員　ご紹介にあずかりました国立研究開発法人水産研究・教育機構　中央水産研究所の金子と申します。本日はよろしく願いいたします。座ったままでご説明させていただきます。失礼いたします。

本日の報告の内容につきましては、スライドの２番に概要が示させていただいております。最初に、この試験に関する経緯と目的について簡単にご説明申し上げた後に、具体的な調査を、どういったことをしたかというようなことを簡単にお話しさせていただきます。３つ目に結果といたしまして、北部太平洋の結果もご紹介させていただくんですけども、それ以外にも補足調査を行っております、こちらについてもご紹介をさせていただく予定でございます。

最後に総括といたしまして、大中型の事例から見たIQ管理の活用に向けた方向性ということで、簡単にまとめさせていただいております。

ではめくっていただきまして、スライドの３番をご覧ください。経緯ですけれども、北部太平洋大中型まき網漁業では、2014年に水産庁で行われました資源管理のあり方検討会という検討会があったんですけども、そこで取りまとめた結果の中で、サバ類の管理について2014年漁期から試験的にIQをやってみましょうということになりました。始めさせていただきます。

もともと北部太平洋では、それ以前から自主的な試験管理の取り組みといたしまして、船団ごとに月別の漁獲上限を設ける月別TACと言われていた管理を実施しております、これをベースといたしまして、2014年は5隻の標本船によるIQ試験を、2015年漁期からは全船を対象といたしましたIQ試験を実施しております。一応、IQ試験は、2017年の漁期をもって終了しているんですけども、北部太平洋のまき網漁業では、現在でも自主

的な I Q の取り組みは継続して行われていると伺っております。

続きまして、調査の方法でございますけれども、同試験にかかる調査・分析につきましては、私が所属しております国立研究開発法人水産研究・教育機構の中央水産研究所で実施しております。

分析につきましては、北まきから提供を受けました漁獲量や Q R Y データといったような定量的なデータの解析や、あるいは北部太平洋大中型まき網漁業の船主・船頭の皆様からヒアリング調査を行っております。また、買受人の皆様からも聞き取りアンケート調査を実施しております、そういった情報を総合的に分析させていただきました。

また、2018年に参考となる事例といたしまして、道東沖のサバ・イワシ操業にかかる調査をあわせて実施しております、ここでご報告をさせていただきたいと思っております。

続きまして、スライドの 5 番になります。結果ということで、北部太平洋の大中型まき網漁業の試験的なサバ I Q 管理に関する結果をご報告させていただきます。

北部太平洋の大中型まき網漁業では、北まき理事会において I Q 管理を実施するための操業ルールを決めておまして、管理の実効性を高めるためのルールづくりが行われています。このため、I Q 管理に取り組んだ期間は、北部太平洋海区のサバ類の漁獲枠は遵守されておまして、アウトプットコントロールの手法として有効に機能していると考えられます。

また、I Q 管理等の自主的な資源管理の取り組みを経て、計画的な操業を個々の漁業者が経験したことに伴い、量から質という意識が浸透しつつあることが確認されました。ただ、理論上期待された経済的な効果につきましては、理論と漁業の実態とに乖離があったためか、十分に確認することはできませんでした。

理論上期待された経済的な効果が確認できなかった背景としては、下記のような北部太平洋の大中型まき網漁業を取り巻く特殊な事情が影響したと考えられております。

まず一つ目につきましては、品質の向上についてですけれども、2013年にマサバ太平洋系群で卓越年級群が発生いたしました、しばらくの間、小型魚が群れを占有するような状況が続きました。品質の高い大型魚を漁獲できる機会がそのためなかったということがありまして、品質の向上はなかなか難しかったと。このような状況下では、I Q 方式による管理を実施したとしても、品質の劇的な向上を実現することは難しいと考えられます。

また、燃油費等の削減についてですけれども、東日本大震災によりまして、北部太平洋海区で操業する漁船が利用してきました東北・常磐地区の産地市場における 1 日当たりの

受入能力が低下する中で、漁業者は受入能力に余裕がある遠方の港にも漁獲物を分散して水揚げするといった工夫を行っていました。このため、I Q管理を実施していても、遠方まで運搬しておりますので、必ずしも燃油等の削減につながらなかったというふうに考えております。

こういった状況ではありますけれども、今後、I Q方式による管理が進展していく中で、一斉休漁や運搬船等に関する自主的な規制など、入口の規制が一部緩和されていくことがあれば、固定費の削減など、現時点の評価ではあらわれていないような経済効果が、今後あらわれてくる可能性はあると考えております。

続きまして、補足調査についてご説明をさせていただきます。7番をご覧ください。

実はこういった、他の海区でのまき網の取り組みといたしまして、北海道道東沖で行われております大中型まき網漁業における自主的なI Q管理について調査いたしましたので、ご報告をさせていただきたいと思っております。

道東沖は、2012年ごろからサバ類やマイワシの漁場が形成されるようになっております。この海域は長時間、大中型まき網の操業実績がなかったために、大中型まき網漁業に配分された枠管理を行う、全まきのほうから特別に漁獲枠の配分を受けまして、操業を本格化させるようになりました。その中で限られた漁獲枠を多数の漁業者で公平に利用するために、自主的な個別割当制度を導入しております。この個別割当制度では、操業予定船団に対して、操業期間の漁獲枠を均等に配分するような仕組みで実施されております。

その結果としてどういったことが起きているのかということに関して、スライド8をご覧ください。

この自主的なI Q管理は、操業期間内であれば、各船団は自分のタイミングで着行・離脱ができるので、個別割当制度の利点である自由度の高い操業が実現されているようです。また、同一企業が保有する船団間ですとか、あるいは地元の同じ企業の船団間等で、漁獲枠をグループで管理する。グループ内で融通ができるような仕組みで行っておりまして、その結果として、3つ目のポツになりますけれども、もともと大中型まき網漁業は、1回の網で入る漁獲物が非常に多いんですけれども、そのため漁獲枠というのを限界まで使い切ることが非常に難しいと考えております。ただ、このグループ管理の仕組みを導入することで、道東沖の漁獲枠については非常に高い消化率を実現しておりまして、2018年度の道東沖のマイワシの漁獲枠については、消化率が何と99.88%という非常に高い消化率を

上げております。

この北海道の事例は個別割当制度を実施しながら、グループ管理の仕組みもあわせて入れることによりまして、漁獲枠を最大限活用できている事例として、非常に参考になるのではないかなというふうに考えております。

最後に、総括といたしまして、これまでのまとめをさせていただきたいと思います。資料の9番をご覧ください。

我が国の大中型まき網漁業では、自主的なI Q管理、あるいはI Q管理と他の管理手法を組み合わせた管理を実施している複数の事例がございます。T A Cを遵守するためのアウトプットコントロールでは、この手法を非常に有効に機能していると考えております。それから大中型まき網漁業のケースでは、関係漁業者が協議を重ねて、操業実態に合うようにルールをつくって、柔軟な対応を行っております。限られた漁獲枠を最大限に活用するための、北海道の事例なんかを含めた工夫については、今後、我が国でI Q管理を進めていく上では非常に参考になるのではないかなと考えております。

あと、経済的な効果は、資源ですとか漁業とか流通といったさまざまなものが影響いたしますので、理論上期待された効果があらわれないケースもあり得ると。そういう意味では経済的な効果はケース・バイ・ケースと考えております。ただ、最もI Q管理の導入が進む中で、既存の技術規制の一部が緩和できれば、現時点ではあらわれていないような経済的な効果は出てくる可能性もあるかなと考えております。

また、I Q管理を進めていく上で、買受人ですとかステークホルダーの賛同を広く得ていくためには、個々の漁業者ですとか漁獲枠、その消化状況といったI Q管理にかかる情報について積極的に開示していくと理解が得やすいのかなというふうに考えておりますので、こういったことについて検討していく必要があると考えております。

以上で、私のご報告を終わらせていただきます。

○関会長 報告、どうもありがとうございました。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等があれば、よろしくお願ひします。

まき網関係の委員さんもいらっしゃいますので、ご意見をいただきたいと思うんですけども、まず福島委員、いかがでしょうか。

○福島委員 まず、まだ試験的なサバのI Q管理というところで、本当のI Qをやっていく上で、まだまだかなと。とりあえず分けたというところまではいいんでしょうけど、今後それをどのように各漁業者、配分された船につけられた枠を有効活用していくのかとい

うのが、今後なのかなと思っています。

昨年、漁業法改正にあわせて、12月14日に公布されていますので、これから2年かけて、どのような形でのIQをやっていくのかというところになるんですけども、北部太平洋の場合、まだ次のステップ、さらにまたその次というのはまだまだあるのではないかと、うふうに考えています。あと一つは、流通といかにうまくマッチング、ドッキングさせていくかというのがありまして、私、たまたま、先月ある買人さんと話をして、平成終わるけど、この30年で世の中大きく変わりましたと。昔、平成に入ったあたりであれば、入社4年目、5年目の買受担当でも、トラック50台ぐらい引っ張ろうと思えば引っ張れたけど、今、5台も引っ張るのも大変と。それだけ、もう運転する人もいなければ、トラックの運転手もいなければ、もうトレーラーを引っ張ってやってくれる人もいないと。もうとてもじゃないけど、昔こんだけ揚がったからというのは幻想ですよというので、やはり何でもそうなんでしょうけど、安定供給ができないと、そこに携わる人たちがどんどんどんどん減ってってしまうというのは現実です。ただでさえ、今働く人がいなくなっているという中で、工場が機械化されて、搬入から箱詰め、あとは箱の重量を量ることから、箱詰めするまでの全工程、人はそんなに大していなくてもいいんだけどというところにすら人が来ないという、この現実もあって、資源量がこんだけありますよと言っても、じゃ、それに枠がついたからと言って、果たしてある程度の安定供給ができないと、やはりそれに携わる人がいなくなってしまうというか、一つはこのサバのIQをやっているときに、時化で出れないときって結構続くんですけども、そうなってくると、陸のほうでサポートする加工屋さんにしろ、それを運ぶところにしろ、製氷にしろ、人を雇っていても遊ばせているときのほうが多いというのはあるので、ある程度、やはり例えば月水金は必ず揚げますとか、火木土で行きますとか、そういうふうな形でやっていければいいのかなというふうに思うんです。先ほど話した北部のさらなるもう一步、もう二歩というのは、やはり申し合わせ休漁、投網時間、投網回数とかいうのがあるんですけども、本当のIQになったときは、いかに自分のもらった枠を高く売るかというふうになるので、みんなで一緒になって、みんなで揚げると当然安くなるのは、買人もとても頑張っているんですけども、昔と違うのは、サバも輸出という一つのアイテムが増えたということと、それから去年の秋から、もうそろそろ落ち着くんでしょうけれども、空前のサバ缶詰ブームですから、今のところは単価は維持はできているということですけど、サバが今度一息つくと、輸出が出てきますので、そんなに安くはならないのかなというふうには思っ

ています。

ここに来て、今度、ヨーロッパのほうでサバ獲り過ぎだろうという形で、ICESのほうからも指摘とかいろいろありますので、そうなったときに来年のヨーロッパの枠が減らされたときに、その減った分は一体どこが供給するのかというのもあるので、来年の今ぐらまでの水揚げというのは、ある程度は資源量にもよるんでしょうけれども、見込めるんでしょうけれども、これからいかに自分のついた漁獲枠にどれだけ価値をつけていくかというのは、やっぱりそこの会社の考え方にもいろいろよってくるんじゃないのかなというふうには思います。

でもやはり買ってくれる人がいての話になっていくので、流通をやっている方がどんどん倒れていってしまうと余り意味がないので、極力ウィン・ウィンな関係に持っていくというのが大事なのではないかなというふうには思います。

○関会長 ありがとうございます。

そうしましたら、福栄丸の鈴木委員さん、お願いします。

○鈴木（宏）委員 今、福島委員からお話があったとおり、私、今現場で漁労長をやっているんですが、確かにサバの群れはそこそこなんですけど、期間がすごく短いんですよ。実質、今年、去年の11月末ぐらいから2月の半ばぐらいで、大体本格的な漁が、北部太平洋の海区で終わってしまったような状況なので、なかなか配分されたトン数を消化するのと、期間がマッチングしていないというのが現場の意見というか、その他に結局、休漁であったり、時化であったりがあるので、魚はいるんだけど、なかなかTACの消化に繋がらないというのが現場の今の状況で、年々感じているのが漁期が短くなっている気がします。去年なんか3月の半ばぐらいまであったんですけど、今年2月の半ばでほぼほぼ下火になっちゃっているんで、あと、スタートも10月から始まったのが11月ぐらいからのスタートだったりして、どんどんサバの盛漁期が短くなっているような気がします。この与えられたトン数を消化するのに、福島委員の言ったとおり、操業の自由度を上げないと、陸の業者の絡みもあるし、なかなか難しくなっているのかなというのが現場で感じるところです。

○関会長 ありがとうございます。

何かありますか。

○金子研究員 貴重なご意見ありがとうございました。そうですね。皆様が仰られていたところは、スライド6番の最後のところで、そういうところの管理が進展していく中で、

現時点ではあらわれない経済的効果があらわれてくる可能性があるというような書き方で、ご説明させていただいております。

福島委員からご指摘いただきましたとおり、I Qを管理する際に、これまでのいわゆるI Qの議論というのは、あくまでも管理、漁業だけの議論というのが多かったんですけれども、我が国でI Qを進めていく上で、やっぱり陸との関係、いわゆる陸上の加工関係との関係性というのをよく考えていかないと、なかなか現実的に効果が得られるようなI Qはできないかなというふうに考えております。今後は機構といたしましても、そういった部分の研究を進めていながら、どういったI Qをしていくのかという議論を、今後進めていきたいと考えております。

○関会長 どうもありがとうございました。

他にございませんでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、いろいろ現場の状況等も詳しく聞くことができましたので、次の議題に移っていきたいと思います。

続きましての議題は、(3)の太平洋広域漁業調整委員会指示第29号の一部改正についてということで、事務局より説明をお願いします。

○事務局(竹川) それでは、資料3に沿って説明いたします。

太平洋広域漁業調整委員会指示第29号の一部改正についてという議題です。ここに記載のとおり、当委員会では、太平洋クロマグロの管理を進めるため、太平洋広域漁業調整委員会指示第29号を発出して、「沿岸くろまぐろ漁業」の承認制を実施してきたところでございます。このたび、下に書いております2つの理由によりまして、この委員会指示を改正したいと考えているところでございます。

1つは、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令、こちらの改正にあわせて、条がずれているところを直すというところの技術的な修正。

そして2つ目が、都道府県漁業調整規則に規定する定置網漁業、こちらを当委員会指示の対象漁業から除外を書いております。これも実質的に、技術的修正というところになっております。

どのように修正しているかは、次のページになります。まず2ページをご覧ください。

改正の1点目です。まず、この定義と書いてあるところですが、1の(2)です。「沿岸くろまぐろ漁業」の承認が不要な漁業、除外する漁業を、この(2)で規定しております。ここに書いてありますように、「ホ」というところが除外される漁業の特定大臣許可

漁業等の取締りに関する省令に関する部分ですが、現行の下のほうを見ていただくと、「第一号、第三号若しくは第四号」と書いております。こちらを「第二号若しくは第三号」というふうに改めるとしております。ちなみに、この第一号というのは、かじき等流し網漁業の届出であります。こちらについては平成30年1月の改正により特定大臣許可という形になりましたので、その省令の改正に伴って、今回この第一号を外して、条がずれた形での第二号、第三号という形に直すという技術的な修正が1点目でございます。

それから2点目が、その次に出てきます「ト」というところでございます。この「ト」というところは、もともと都道府県の知事許可漁業、こちらについても、この「沿岸くろまぐる漁業」の承認が必要ないという形で除外していたわけですが、今般、今までは定置漁業というと、漁業権に基づく定置漁業と、それから共同要件に基づく小型定置漁業、こういったものを除外していたわけなんですけれども、いろいろ調べていきますと、知事許可の定置網というのも何県かであるということがわかりましたので、こちらについても改めて除外するという規定を設けることにしております。

具体的には「ト」にありますように、小型定置漁業、小型定置網漁業、底建網漁業、こういう名称で知事許可が出ておりますので、こちらについても除外という形にしたいというふうに考えております。

なお、今までは他の定置漁業と同様に、都道府県を通じて数量報告というのを受けておりましたので、実質的には変わらないのですけれども、このような形で改めて明記するというにしたいと思っております。

以上でございます。

○関会長 説明、ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等があれば、よろしくお願ひします。

何かございませんでしょうか。

それでは特にご意見もないということですので、本委員会としまして、原案どおり、太平洋広域漁業調整委員会指示第29号について一部改正するというので、決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○関会長 ありがとうございます。

今回の委員会指示でございますが、今後の事務手続上におきまして部分的な修正、文言の修正等があった場合は、会長一任とさせていただきたいと思っております。あわせてご承認い

ただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○関会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうで委員会指示についての事務手続を進めていただきたいと思います。

そうしましたら、続きまして、議題(4)の太平洋クロマグロの資源管理について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(竹川) それでは事務局より太平洋クロマグロの資源管理について、ご説明します。資料番号が4番になります。

今回は、前回もご報告しておりますので、前回から変わったところを中心に説明させていただきます。

まず、スライド番号11番の国際会議の状況というところからご説明いたします。

こちらはWCPFC、中西部太平洋まぐろ類委員会の結果について記載をしております。ページをめくっていただきまして、12番のスライドから順に説明いたします。

WCPFC中西部太平洋まぐろ類委員会の結果についてということです。昨年12月10日から14日まで、ハワイにおきましてWCPFCの年次会合が開かれました。先ほど、長官のほうからご挨拶でありましたとおり、結果としましては、13番のスライドにあるような交渉の結果ということが出ております。まず①、下の13番のスライドですけれども、増枠についてです。来年の会合において資源の状況を確認した上で再度議論をするということになっておりまして、今年増枠ということには至っておりません。そして、今回加わったところが、②の繰越しというところです。これは様々なところで未利用だった分については、翌年に繰り越してほしいというご意見も多数あったわけですが、この点については交渉の結果、その年の漁獲枠の未利用分、当該年の漁獲枠の5%までですけれども、こちらにつきましては翌年に繰越しが可能ということになりました。なお、この未利用分の適用ですけれども、今漁期、平成31年度漁期からの未利用分から適用して、32年度漁期に繰越しができるという形になっております。

この後お話ししますが、現在、沿岸漁業で続いております第4管理期間の獲り残しではなく、第5管理期間の獲り残しからが対象になるということでございます。こういった形で12月の会合が終わったわけでございます。

これを受けまして、国内管理をどうしていくかというのが次からのご説明になってまい

ります。

ページ番号が17番のスライドをご覧ください。

交渉の結果については、その後の第5管理期間の管理についてお話ししますが、まず現状の管理期間の漁獲の状況というのをご報告させていただこうと思います。

まず、第4管理期間、平成30年度漁期の漁獲の実績です。大臣管理漁業につきましては、平成30年1月から12月ということで、既に漁期が終了しております。結果としましては、30キロ未満の小型魚につきましては、大中型まきの消化率が67%、近海かつお・まぐろは83.5%、かじき等流し網が89.9%で、合計で68.1%の消化ということで漁期が終了しております。

一方、大型魚につきましては、全体で98%という非常に高い消化率で漁期が終わっているところがございます。

ページめくりまして、続いて沿岸漁業の消化率の現状の状況です。沿岸漁業であります知事管理漁業につきましては、第4管理期間、平成30年7月から31年3月、今月末までということになっております。これは2月時点での消化の状況ということでご紹介させていただきますけれども、小型魚につきましては、消化率が現在51.7%、そして大型魚につきましては48.3%の消化率ということになっております。

前後しますが、次の20、21のスライドを見ていただくと、沿岸漁業の消化の状況というのが見てとれると思います。この絵の黄色いところが7割以上の漁獲が進んでいるというところの都道府県でございます。見ていただくとわかるように、7割以上獲っている地域もあれば、漁獲枠を未利用なものが結構残しているところの地域もございます。これは、クロマグロの来遊状況が年によって大きく変わりますので、今回、来遊がなかった地域もあれば、今年来遊が非常にあって、ここに示すように消化率が高いという地域、非常にでこぼこが出てきているのがわかるかと思えます。特に大型魚につきましては、来遊状況のでこぼこが激しいものですから、全然消化されていないところもあれば、大きく伸びているところというところもあるというのが見てとれるのかなと思っております。

こういった状況を解消するために、1ページ戻っていただいて、19番のスライドですが、配分量を何とか使うところに、使わないところから回す融通というのを進めようではないかということで、その制度自体は第4管理期間から始めたわけでございます。その結果、2件ほど融通の話が成立しております。

まず、平成31年1月24日付での成立なんですけど、小型魚同士の融通ということで、第4

管理期間、今回の枠を他の県に渡して、その県からは来期の分をもらうというような形の交換をしているところがございます。見ていただくとおり、宮城県と福島県から合計9.1トンを、今期、千葉県にお渡ししまして、千葉県からは来期、宮城県と福島県に同じトン数をお渡しするという形での融通が成り立っているところでございます。

また、もう一つ、大型魚と小型魚の交換ということも行われております。長崎県から3.1トン、千葉県と福岡県にお渡しをして、千葉と福岡から長崎に今度は大型魚をお渡ししているという形になっております。まだ今期はこれだけですけれども、こういった仕組みをどうやって円滑化し、融通を進めていくかというのは、数量管理においてはとても重要だと考えております。

そしてこういったことを受けまして、次のページ、国内の管理、第5管理期間というところになってきます。23番のスライドをご覧ください。

第5管理期間というのは、平成31年度漁期ですけれども、大臣管理につきましては1月からスタートしております。また知事管理につきましては、来月4月1日からスタートということになっております。ここに書いてあるのは、その第5管理期間の漁業種類別の配分量になっております。以上のこの配分量につきましては、先般の太平洋広調委でもご紹介させていただきましたが、水産政策審議会の諮問を経まして、この形で既に開始がされているというところでございます。

そしてページめくっていただいて、24ページが今期の都道府県別の配分量ということになっております。水産政策審議会の下につきまして、「くろまぐろ部会」の意見を反映しまして、今回はこのような配分量としてスタートしているわけでございます。

また、25番のスライドですけれども、TACをこのような形で都道府県別に配分しますと、来遊状況によりまして配分量の消化状況は異なることから、やむを得ず漁獲をしたクロマグロを放流する地域がある一方で、配分量を大きく消化せずに、漁期を終了する地域があるというのも現状であります。そのため、今般、「くろまぐろ部会」というところの報告書にありますとおり、「都道府県や漁業種類の間で漁獲枠を融通するルールを作るべき」と指摘されたことを受けまして、融通ルールについて現在検討をしているところでございます。

今考えているルールにつきましては、次のページから記載しております。

まず融通を行うに当たって、どういう基本原則でやっていくかというところが、こちらに記載をしております。基本的には配分量の融通は、季節や地域ごとの偏りが大きいクロ

マグロの来遊に即して、円滑な漁獲管理と漁獲可能量の有効利用を促す取り組みということでやっていこうと考えております。基本的にはこの融通は、やはり融通を行う者同士の合意を前提とします。都道府県であれば都道府県間の合意を前提とするものです。実際には等量交換、不等量交換、譲渡、いずれの形でもやっても構わないという形で融通を進めていこうと考えております。融通の形態につきましては、先ほどの第4期にあったところもございしますが、小型魚と大型魚を交換する。また、今期と来期の分を交換する。それからもう一つは、他の都道府県、他の漁業種類に譲渡するという方法があるのかなと思っております。

そして融通の上限値も設定し、融通後の数量はしっかり守るというのをやらなければいけないと思っておりますし、また、第5番というところ、こちらは融通が進まない一つの原因を解消しようということで加えたところでございますが、他の都道府県に融通をすると、融通した後数量が減るわけですが、その数量を突破する可能性がどうしても出てきてしまうので、なかなか融通ができないというところがございますので、そういったリスクについては国が一定程度、国の留保を放出して対応するというのを考えたいというふうな仕組みにしております。

具体的な融通のイメージですけれども、その下に絵を記載しております。基本的には、融通は、都道府県は都道府県間で、それから大臣管理は大臣管理間でやっていただくというのが原則にしておりますが、この都道府県と大臣管理の間については、水産庁が要請に応じて仲介をしまして、融通を行うような形を考えたいということです。

次の28番のスライドが具体的な手続のイメージです。下の絵をもとに説明していきますと、まず都道府県に対して水産庁から要望の聴取を行う予定です。その後、要望を国が取りまとめ、要望結果を、その要望した都道府県に対して取りまとめを共有していくということです。そしてこの結果をもとに、都道府県間での融通をしていただくということで、これはなかなか整わない場合は、要請に応じて水産庁が仲介に入って取りまとめを行っていくと。その結果、融通が成立したら、計画の変更など、そういった必要な手続を経て、新しい数量で資源管理を進めていただくということになっております。もちろんこの際に、なかなか都道府県の中だけでは整わない場合があると思いますので、そういった場合、水産庁の仲介で大臣管理漁業を考えていくということも検討しているところでございます。

そして、先ほど申し上げました、融通したときに突発的に来た場合の対応策というのが、その下の29番です。下の絵を使って説明しますと、A県が他県に枠を融通した結果、急に

マグロが来てしまったというときにどうするかというと、その融通した数量の範囲内で、国から留保から枠を渡して、漁獲が超過しないような形をします。ただ、そのかわり、こちらについてはその翌年に渡した分については、その県から戻してもらおうというような形で、突発的な内容に対しては一定程度補償や保険のような形で対応したいというふうに考えているところです。

以上が、融通ルールの大まかな仕組みになっておりまして、最後に、繰越しルールの策定というところをつけております。

こちらは先ほど申し上げましたWCPFCの繰越しルールの決定を受けまして、国内ルールをどうするかというところです。5%を繰り越せるということが、国としての漁獲上限の5%を繰り越せるということなので、同様の措置としまして、都道府県もしくは漁業種類の配分量も5%を上限に繰越しができるというような規定を設けるということがございます。もちろん5%以上取り獲り残すケースというのもございますが、5%以上獲り残しても、繰り越せる数量は5%を上限としてやろうと思っています。この大きな理由としましては、たくさん獲り残せばもっと繰り越せるという話になってしまうと、やはり消化がなかなか進まないというところもございますので、繰り越せる数量も各都道府県、全てこの5%を上限とし、そういった繰越しについては国が一度留保するという形を考えたいというふうに思っております。

こういったルールにつきましては、明日、水産政策審議会が開かれますので、くろまぐる部会を受けての融通ルール策定ということがございますので、水産政策審議会にもご意見を伺うような形を考えているところでございます。

最後に、この資料の一番最後のページをご覧ください。スライド番号64番と65番というところです。

これまでも様々なクロマグロの資源管理措置についてご協力いただいているところでございますが、こういった国際約束を守って、漁獲枠の上限をやっていくことに当たりまして、水産庁としても予算措置を行っております。こちらは31年度の予算のクロマグロ関係の概要になっております。まず、この資料の一番上の資源管理に必要な技術開発等に対する支援というのがございますが、こちらは定置網の混獲回避・漁獲を抑制する漁具改良等の技術開発、そういったまた必要な管理マニュアルの作成などにつける予算でございまして、こちらについても現在、予算として概算決定したところでございます。

また、同様に、その下が混獲回避のための休漁に対する支援と、これは新たに行う支援

でございます、クロマグロの混獲のために休漁せざるを得ないというときの休漁支援を行うような予算として要求したところでございます。

また、その右側は、こちらは混獲回避の取り組みに対する支援ということで、左側は休漁ですけれども、右側は、この①とありますとおり、「クロマグロの混獲回避の取組」とありますが、いわゆる放流作業に対する支援ということで、定額で行うことになっております。また、その下が定置網からクロマグロを逃がすため、魚の入り具合を適時把握する魚群探知機等の機器導入に対する支援というのも、メニューとして用意してございます。

それから収入対策としましては、65番にありますように、従前どおり、漁業収入安定対策事業というのを組んで対応することにしております。このような予算を活用しながら、クロマグロの資源管理を推進していきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○関会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等あればよろしく申し上げます。

北海道の川崎委員さん。

○川崎委員 発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

第3期の管理期間で大幅な超過の水揚げをしてしまったということについては、大変皆さん方にご迷惑をおかけしましたことを、改めて心から陳謝を申し上げたいと思います。

北海道としても、今、小型魚の漁獲ゼロを遵守しておりますけれども、まさに生活をすめるに困るような状況にもあります。今、ご説明をいただいたこの融通のルールを早くつくっていただきたいなど。大変、本当に口はばつたくて言いづらいんですけれども、こうしたルールをつくっていただくことによりまして、今までなかなかマグロの定置網等々を、今後どうしていくんだという、なかなか明るい希望が見えてこなかったものが、このルールによって少しは漁業者自体も方向性が明るくなるのではないかと大変期待を申し上げます。

我々も、国の決めたルールに従って、しっかりとマグロの漁獲をしてまいりたいというふうに思いますし、また、こうした新しいルールができることによって、我々も非常に漁業がやりやすくなる。将来に対して、自分たちの後継者に対しても、このマグロというものをあきらめないでやっていけるという部分がありますので、ひとつ一日も早いこのルール改正をして、やっていただければというふうに思います。

改めて、皆さん方に心からお詫びを申し上げたいというふうに思います。よろしくどう

ぞお願いいたします。

○関会長 川崎委員、どうもありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木（精）委員 静岡の鈴木ですけれども、各県の配分量の関係でちょっと困った事例が起きたということで、報告させていただきます。

この1月に、和歌山県船と静岡県船と、同じような場所で操業していたところ、当時、和歌山県船の枠がいっぱいだったところの中で、静岡県船が釣ったんだけど、船に揚げるができない。大きかったからと言って、和歌山県船に依頼をしたと。漁場でその仕掛けをとって、和歌山県船が船に揚げてくれたんですけれども、水揚げ先が勝浦に入り、勝浦に静岡県船の名前で水揚げをしたと。これが事実であれば、それは間違いない。何の問題もないことなんですけれども、今後あり得るだろうというのは、それぞれがやっぱり自分の枠がなくなったとき、よその知り合いの県の船の枠があったときに、かわりに水揚げしてくれよというような状態というのは、絶対あり得ると思うんです。

今回に関しては、みんな現場を見ているわけじゃないから、それはその船主の言うとおりでしようがないだろう。だけどやっぱりちゃんとして決まりをつくってもらわないと、今後、そういうやりとりをしていると、静岡県の船は残り少ない枠の中で、小さい魚はできるだけ放流をして、大きい魚を水揚げするように自分たちで調整してきただけに非常に悔しい思いをしています。

これは本当に事実の話であれば、それは仕方がない話なんですけれども、これからそういう問題が起きないように、その辺のルールづくりもよろしくお願いいたします。

○関会長 ありがとうございます。現実にはいろいろなケースが考えられるということですよ。

○事務局（竹川） 鈴木委員、ありがとうございます。

今のお話ですけれども、私もそのお話をお聞きしていて、これからの管理ですけれども、やっぱり疑義がないような形で、明確に外から見てわかるようにやっていくということが大事だと思いますので、ただいまのご意見を踏まえて、こちらとしても対応を検討したいと思いますので、よろしく申し上げます。

○関会長 ありがとうございます。

他にご意見、ご質問等ございますか。

○中田委員 私は全国近海かつお・まぐろ漁業協会に所属しておりますカツオ船をやっております、中田と申します。全近かつおのほうで、30キロ未満、小型魚についてですけれども、今年も大分獲れていまして、非常に豊漁ということを知っております。それらの中で、枠の増量などをまたお願いしたいということと、それとあと、スライドの41の配分について考慮すべき事項、第5期間の考え方、これはまぐろ部会の方で考えることかとは思いますが、この1、2、3のほかに、やはり我々漁業者、特に全近かつおに所属している19トン型の船というのは、非常に隻数も多いです。沿岸のほうも非常に隻数は多いんじゃないかと。今までのIQでしたら、過去の漁獲実績だけであれしていますので、多少はそういう漁業の携わっている漁業者の数についても、多少、そういうIQについて考慮していただきたいというふうに思っております。

○関会長 ありがとうございます。

一言、お願いします。

○事務局（竹川） まず、第5管理期間は配分された数量を皆さん守っていただくというのが原則でございますので、それについてはしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

それと配分についてですけれども、今回、くろまぐろ部会でさまざまなご意見がある中で、今までの実績以外の部分をどう加味するかというところで、いろいろな意見があった中で、反映できるところというところがこの実績以外に配慮すべき事項として、40番のスライドに書いている2つの点というところで、今回の配分に反映させたわけです。

またそのようなご意見というのは、引き続き沿岸の漁業者の方からもございますが、当面は、こちらの考え方に従って配分をし、管理していくというところで始まっています。まずは先ほど申し上げましたとおり、配分された枠をしっかりと守っていただいて、先ほど言った配分の融通といった形を使いながら、うまく漁獲を進めていくということを考えていただければと思います。

○関会長 ありがとうございます。

このことについて、あるいは他のことでも構いませんけれども、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

千葉の塩野委員。

○塩野委員 26ページの融通の基本原則なんですけど、等量交換等であれば、次年度から減らされるのはわかるんですけど、譲渡のときに、例えば大臣のほうの枠からいただくときに、お金でやりとりしたら、それは譲渡としてみなされて、それは返すという形になるん

でしょうか。

○関会長 お願いします。

○事務局（竹川） この融通を行うということですが、くろまぐろ部会の委員さんからご発言があったのは、これは金銭が発生しないような形でやるのが大事だと言われております。そのために今回の配分量の融通のイメージでおわかりのように、基本的には都道府県と、それと漁業者団体、漁業団体の間での融通ということにしております。

これは表というか、ちゃんと県を介在してやるというところで、そういった形で金銭が発生しないような形を想定してつくっているところですので、譲渡についても特にお金でやりとりするというのは想定していなくて、本当に来遊が来なくなった都道府県などから、来遊がある都道府県に対して漁期の交換になるかもしれませんが、譲渡という仕組みができないかということで、記載をさせていただいていると、そういうふうに理解していただければと思います。

○中課長 今回のポイントで、譲渡した後、それでも予期せぬ来遊というのがあって、その場合に国の留保枠からの融通というのが、例えば自分は譲渡したんだから、もらえないかというふうな部分もあるかもしれないですが、そこはあくまで融通という形で対応するというのが、今回のルールです。

○塩野委員 県同士とかはわかるんですけど、下の絵で、都道府県と大臣管理のところがあって、大臣管理、かなり今年なんかも余っている。そういう状況があったときに、千葉で今なくて、他の県から融通していただいたんですけどもね。それで今言いましたように、県同士であれば返さなくちゃいけないんですけども、譲渡をしていただくようお願いをしたときに、お金で買えないのかという話もあるわけなんですよ。そういうようなことをしちゃいけないということなんでしょうか。そこがだめならやらないんですけど、そういう考えを持っている方もおられて、こういう絵が出てくると、都道府県と大臣管理の中で、要請に応じて水産庁が仲介して譲渡されるということになれば、当然お金が発生するような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○事務局（竹川） 現状の仕組みではだめということにしております。それと、都道府県と大臣管理間は、要請に応じて水産庁が仲介とありますが、これはあくまで特殊な場合であって、基本的には都道府県は都道府県下の知事管理漁業という形で設定しておりますので、知事管理量の中で回してもらおう。それから大臣管理の中で回してもらおうというのが原則で、それでも、どうしてもというときがあればということなので、先ほどのような譲渡

のお話も、まずは他の都道府県から譲渡していただくようなことを考えていただきたいというのが、今回の仕組みの基本的な考え方になっております。

○塩野委員 わかりました。

○井上委員 全国かじき等流し網漁業の井上でございますが、23ページにありますように、管理期間の漁種別配分量というのがあるんですが、このマグロというやつは、小さなときにはメジですね。網にぶつかったと同時にほとんど死んじゃうんですね。それで去年も結構苦労したんですけども、今この規制TACが始まって増えているんですね。確かに。その増えているものだから、自主規制、自主規制でやっておるんですけども、見てもらってわかるように、全体的に小型魚は44トン、大型が9.4トンと、隻数は全く減って、ペーパー船もおりますけれども、80船ぐらいいる中で、この漁は1隻当たりの配分にしますと、もう微々たるものなんですね。ですから次の配分のときには、そういう定置網もそうですけれども、我々の場合には特にもう網にかかったものはほとんど死んでしまう。逃がすというようなことはできないので、そういうところも今までの実績、実績で出してもらうのもあれでしょうけれども、少しとり方も、そういう網にかかったら、もうほとんど生かして逃がすということができませんので、次の配分量にはまた少しでも増やしてもらいたいと、お願いしたいところでございます。

○事務局（竹川） すみません。ありがとうございます。先ほどのご意見ですけれども、かじき等流し網につきましても、大型魚につきましても、今回のくろまぐろ部会のご意見を踏まえまして、5トンということを混獲管理用として、あまり多くないというところのご意見なのかもしれませんが、増やさせていただいたところでございます。

また、配分量に従いましてやっていく中で、再度、この配分についてはまた何年かしたときに見直しということも考えられると思っておりますので、さまざまな情報、状況などを踏まえて、引き続き配分量については今後検討していくような形を考えたいと思っておりますが、当面、このような形で進めさせていきたいというふうに考えております。

○関会長 ありがとうございます。

このことについて、他にご意見等あれば賜りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

そうしましたら、意見も出尽くしたようでございますので、ここで休憩を挟みたいと思います。10分間の休憩ということで、再開は15時5分ということにしたいと思いますので、再開時間になりましたら、またお席にお戻りいただきますよう、お願いします。

それでは休憩します。

午後2時53分 休憩

午後3時06分 再開

○関会長 それでは、議題（5）に入っていきたいと思います。平成31年度資源管理関係予算の概要についてということで事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（岩本） 資源管理推進室長の岩本でございます。平成31年度の水産関係の予算の概算決定ということで、資料5をお願いします。

水産改革を行うということで、水産関係予算、総額としまして3,200億円を計上しているところでございます。冒頭長官の挨拶にもありましたとおり、衆議院の方は通過しまして、参議院でご審議いただいているというのが国会の状況でございます。

この3,200億円でございますけれども、昨年は1,700億円程度だったものが今回大幅に増額されているということでございまして、1のところに資源管理関係の予算をまとめてございますが、調査の充実ですとか、新たな資源管理に適した操業の確立のための必要な予算ということで現在計上させていただいているところでございます。

具体的な内容について、水産資源調査、評価の推進事業ということで、こちらも前年度31億に対して概算決定額が約55億という形になってございます。

このポイントでございますけれども、国際的に見て遜色のない水産資源の評価・管理方法の導入によって水産資源を回復するための調査船調査などの資源調査を抜本的に拡充するというところでございます。情報収集体制を強化することによって国際水準の資源評価を実施するとともに資源評価対象魚種の拡大も推進するというところで、政策目標として平成30年度50魚種であるものを平成35年には200種程度を目標としてやっっていこうというものでございます。

事業のイメージでございますけれども、目標としましてはMSYの算定に必要な加入量ですとか親魚量を精度を高く推定していく、また、資源評価対象魚種を国際的に遜色のないレベルまで拡大していくことでございます。

流れとしましては、データ収集をしまして資源解析、また、資源状態の判断をして生物学的許容量ABCの算定等に活用していくということでございます。

その結果、MSYをベースとした資源評価・管理の実施、また、そのTAC制度の対象魚種の拡大ですとか、IQの導入の実施に向けた必要な評価を行っていく、こういった予算を計上しているところでございます。

続きまして、新資源管理導入円滑化等推進事業でございます。

こちらにつきましては、30年度の第2次補正予算の額が12億程度だったところ42億の計上しているところでございます。

対策のポイントでございますけれども、今後新たな資源管理システムを実施していく中で、TAC対象魚種の拡大、IQ導入、こういった新たな措置への移行に伴いまして、厳しい措置を漁業者の皆さんにもお願いしていくことも出てくるかと思えます。そういったことに対して必要となるような減船または休漁、そういった措置を円滑に実施していくための予算についても計上しているというところでございます。

また、同様に資源管理が進む段階で、後背地の加工業者の方々に対しても支援が必要ということでございますので、例えば、原料転換に伴う対策、また、その原料調達等にかかります経費、そういったものに対しても対策を講じる方向で今予算を計上しているところでございます。

また、今回の広域漁業調整委員会にも関連するところでございますけれども、相互扶助漁獲支援事業も計上してございまして、これは若齢魚を獲り控える漁業者に対して成魚を漁獲し利益を得る漁業者の方々もとも補償をする場合に国のほうで上乘せ支援するという事業も盛り込んでいるところでございます。

続きまして、漁業経営安定対策でございます。

こちらにつきましては、これまでも継続しているわけでございますけれども、共済または積み立てプラスという仕組みによって資源管理に取り組むことによって発生する減収補てんをするという事業につきましても引き続き予算を計上しているところでございます。

同様に、漁業経営セーフティネット構築事業につきましても計上しているところでございます。

スマート水産業推進事業でございますけれども、対策のポイントとしては漁業者等から効率的に操業・漁場環境データを収集・フル活用して資源評価の高度化を図る体制を整備するというものでございます。

平たく言いますと、しっかりしたデータベースを構築しようというものでございまして、事業イメージにありますように、資源評価の高度化に必要なデータ、例えば、環境データ、操業データ、水揚げデータ、漁獲データ、こういったものをデータベース化して資源評価の精度向上、資源評価対象魚種の拡大、また、適切な数量管理の実施につなげていこうという予算を計上しているところでございます。新たに5億の予算の規模となつてございます。

続きまして、E E Z内資源・漁獲管理体制強化事業でございます。

先ほども竹川のほうからもご説明あったとおり、現行のT A C制度、これを推進するための必要な予算等々この中で準備をさせていただいております。

具体的には事業の内容の1に書いてございますとおり、T A C魚種、8魚種ございますけれども、その漁獲情報の収集、また、その漁獲等の集計に必要なシステムの維持管理を行う予算、また、2のところでもクロマグロの関係の予算をまとめて記載してございますけれども、①にあります、定置網において大型のクロマグロや、大量に入網した小型のクロマグロの漁獲抑制等に関する技術開発の支援、また、②については、クロマグロのように厳格な数量管理を実施する、実現するために管理に必要なマニュアルの検討、管理体制の点検・指導、こういったことに必要な経費を支援するというものでございます。

また、③はI Q方式の試験的な導入を行うための実証に必要な経費の支援も行うことを検討してございます。

3番目が、先ほど説明しました収入安定対策とも関係するところでございますけれども、資源管理計画の評価・検証、高度化の推進、履行確認に必要な予算についても計上しているところでございます。

また、4つ目は、栽培漁業の予算でございますけれども、①にありますとおり、トラフグ等の広域種の資源造成効果の検証に係る取り組みの支援ですとか、今日も議論ありましたキンメダイ等の種苗生産・放流に係る技術開発、こういったことへの支援についても予算を計上しているところでございます。予算額が昨年よりも増えまして12億という規模になってございます。

事務局のほうからは以上でございます。

○関会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきましてご質問、ご意見などがありましたらよろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

そうしましたら、特にご意見ございませんようですので、次の議題に移りたいと思ひます。

(6)になります。水産政策の改革についてということで議題6の内容についても水産庁さんから当委員会でご報告いただいていたところですが、今回も最新の状況についてご説明いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○藤田課長 それでは、企画課長の藤田でございますけれども、資料6とパンフレットで

ご説明を申し上げたいと思います。

ただ、ここにいらっしゃる方々は恐らく既にこの資料をご覧になった方ばかりだと思いますので、まず全国の説明の状況をご説明申し上げます。

改正法の成立後、全国の6カ所で水産庁主催ということでブロック会議で説明をさせていただきました。

その後、都道府県単位、あるいは、その漁業者の漁協単位というんでしょうか、そういったところで要請なり、協力をいただきながら全国で説明会をやらせていただいております。だんだん改正の中身につきまして、背景ですとか法律改正の内容について少しずつご理解をいただいているというふうに認識しておりますし、あとさらに今後2年以内に政令で定める日に施行するというございますけれども、そういう政省令の運用に向けたそういう議論、議論といいますか意見をいただきながら、今我々のほうでそういった意見を、いただいたものをまとめて煮詰めながら今後制度の運用に向けて固めていきたいというふうに考えているという状況でございます。

それで、広域漁業調整委員会でございますので、せつかくですから条文で資源管理の部分だけおさらいをさせていただきたいと思います。先ほどのキンメダイですとか、クロマグロの議論をちょっと頭に浮かべながら聞いていただくとよいのではないかと思います。

この別冊資料と書いてあるものの31ページをご覧いただけますでしょうか。

漁業法等の一部を改正する等の法律の概要についてということで、条文を抜粋したような形のまとめた資料を用意させていただいております。それで、下のほうに第2、水産資源の保存及び管理というところがございまして、1、資源管理の基本原則ということでございます。

ここに、ちょっと読ませていただきますと、水産資源の保存及び管理は、漁獲可能量による管理を行うことを基本としつつ、必要な場合には、漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものとするということで、これまで申し上げてきましたように、要するに、TACというものを基本に考えていきますよという話をここで規定をしているということでございます。

この際の漁獲可能量につきましては、最大持続生産量を実現することを目的として資源評価に基づき管理年度において採捕することができる数量の最高限度として水産資源ごとに農林水産大臣が定める数量を言うということになっております。

ですから、ここでしっかりとした資源評価に基づいてその水産資源ごとに獲っている量

の上限を定めていくということになるということでございます。

この際、よく質問でございましたけれども、TAC対象種にすると全部要するに同じように管理するのかというお話がございました。その(2)のところをご覧ください。漁獲可能量による管理は管理区分(特定の水域及び漁業の種類、その他の事項によって構成される区分)ごとに漁獲可能量を配分し、その漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うものとするということでございますので、当然、同じ資源であっても大臣管理するもの、知事が管理している漁業、あるいは、それぞれごとに漁業種類で隻数ですとか海域とかいろいろ違いますので、そういう管理区分というものをしっかりつくっていただいて、その中で一番、できるだけTACで、IQでやってもらうということは基本ですけども、最もうまく管理できるというものを考えていただくという制度になっておりまして、このあたりはまさしく都道府県さんにもうまく管理できるやり方というのをよく考えて定めてくださいとお願いをしているという状況でございます。

次のページをご覧ください。32と右下に書いているところでございます。

(3)ですね、漁獲量の管理はそれぞれの管理区分、この管理区分におきまして水産資源を採捕しようとする者に対し船舶等ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てることにより行うことを基本とするということでございますので、その管理区分ごとに、いわゆるIQという形で管理をするということを基本としますというのがこの(3)でございます。

ただ、(4)でございますが、そういう漁獲割り当てを行う準備の整っていない管理区分における漁獲量の管理は当該管理区分において水産資源を採捕する者による漁獲量の総量を管理することに行うものとするということでございますので、IQをやる準備が整っていない管理区分は今までのTAC管理とちょっと似たような形で漁獲量の全体で管理をしていくということができるということでございます。

さらに、(4)の場合におきまして、水産資源の特性等により漁獲量の総量の管理を行うことが適当でないと認められるときは当該管理にかえて漁獲努力量ですね、いわゆる隻日数といった漁獲努力量の総量の管理を行うということになっておりまして、管理区分ごとに最もうまく管理できるやり方というものをよくよく考えて管理区分を設定していただくということが重要だということでございます。

次に、2の水産資源の調査及び評価ということございまして、農林水産大臣は海洋環境に関する情報、水産資源の生息または成育の状況に関する情報、採捕及び漁労の実績に

関する情報、その他の資源評価を行うために必要となる情報を収集するための調査を行うものとするということでございます。

その資源調査を行うに当たっては人工衛星に搭載される観測用機器、船舶に搭載される魚群探知機、その他の機器を用いて情報を効率的に収集するよう努めるものとするということございまして、先ほどの予算の話でもございましたけれども、しっかり資源調査をしていくということでございます。

さらに（２）でございますが、農林水産大臣は資源調査の結果に基づき最新の科学的知見を踏まえて資源評価を実施すると、こういうことによりまして資源管理の前提条件となる科学的根拠が揃うということになるかと思えます。

３の資源管理基本方針でございます。この資源評価を踏まえまして、農林水産大臣は資源管理に関する基本方針を定めるものとする、資源管理基本方針を定めようとするときは水産政策審議会の意見を聞かなければならないものとするということございまして、ここでこの括弧の中にありますけれども、資源管理基本方針の中でいろんなことを定めるということになっておりまして、まず①でございますが、資源管理に関する基本的な事項、次に②でございます、資源管理の目標ということで、アが、これが最大持続生産量を実現するために実施、または回復させるべき目標となる値、目標管理基準値でございまして、これを定めていく。

さらには、イで資源水準の低下によって最大持続生産量の実現が著しく困難になることを未然に防止するため、その値を下回った場合には資源水準の値を目標管理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値、この限界管理基準値をこの中で定めていくということでございます。

さらに、この特定水産資源につきまして、今でもそうですけれども、大臣が管理する分と知事が管理する分を分けていきますので、この特定水産資源（漁獲可能量による管理を行う水産資源）ごとの大臣管理区分、国・都道府県への配分の基準ですね、これをこの中で定めていくということになっております。

さらに、漁獲量の管理の手法に関する事項ということで、この資源管理基本方針、ころころ変えるというものよりは事前によくよく考えて定めた後、資源状況が変われば変わるのかもしれませんが、ころころ変わるというようなことはあまり想定はしていませんが、そういう性質のものだと思っております。

（２）でございますが、資源管理基本方針を定めるに当たりましては、国際的な枠組み

において行われた資源評価、国際的な枠組みにおいて決定されている資源管理に関する事項を考慮しなければならないということでございますので、例えば、クロマグロみたいなものであればこちらの規定を利用して資源管理基本方針に国際機関で決まった内容をちゃんと織り込んで定めていくということでございます。

さらに（３）の部分は今でも同じような形になっておりますけれども、都道府県知事は資源管理基本方針に即して当該都道府県において資源管理を行うための方針を定めるものとするということでございますし、当該方針を定めようとするときは海区漁業調整委員会の意見を聞かなければならないということで海区漁調の意見を聞いてそれぞれの県の資源管理を行うための方針を定めていただくということでございます。

次に、４が漁獲可能量による管理ということでございますので、資源管理基本方針というのはどちらかというと長期的なものとして定めますけれども、漁獲可能量のほうは資源評価によりまして多分毎年の状況が変わります。農林水産大臣は資源管理基本方針に即しまして特定水産資源ごと、及びその管理年度ごとに漁獲可能量、その内訳として各都道府県及び大臣管理区分に配分する数量を定めると、要するに、数量を定めるということになります。

同じように都道府県知事におきましては、その都道府県知事に配分された量につきまして知事管理区分ごとに管理する漁獲可能量等を定めるということになります。

報告については今までと同じなんですけれども、特定水産資源を採捕した者は農林水産省令または規則で定めるところにより大臣管理区分にあつては農林水産大臣、知事管理区分にあつては都道府県知事に報告しなければならないということで報告をしていただくということでございます。

さらに５番をご覧ください。漁獲割り当てによる漁獲量の管理ということございまして、（１）が漁獲割り当てによる漁獲量の管理を行う管理区分、管理区分ごとに管理の仕方は変わりますけれども、I Qをやりますといたらこの管理区分においては漁獲割り当ての対象たる特定水産資源を採捕しようとする者は船舶等ごとに漁獲割り当ての割合の設定を求めることができるということでございますので、I Qの形で管理する区分について漁業者の方が、例えば、農林水産大臣であれば農林水産大臣のほうに漁獲割り当て割合を設定してくださいということを求めることができるということでございます。

これでその後に農林水産大臣または都道府県知事は漁獲実績等を考慮してあらかじめ基準を定めこれに従って漁獲割り当て割合の設定を行うということでございますので、漁獲

実績とか他に考慮すべき事項があればそういうものを勘案して、どういう形で漁獲割り当て割合を定めるかという基準を定めますということでございます。

それに従って漁獲割り当て割合を設定するわけでございますけれども、（３）でございます、農林水産大臣または都道府県知事は管理年度ごとにその漁獲割り当て割合の設定を受けた者に対して年次漁獲割り当て量を設定するというところでございますので、漁獲割り当て割合の設定をしている者に対してその管理区分ごとの全体の数量を掛け算をすればその方のその年の獲っている量が出ますので、そういった数量をちゃんと設定をして通知をするということでございます。

この漁獲割り当て割合につきましては、船舶等とともに譲り渡す場合等であって、農林水産大臣または都道府県知事の認可を受けたときに限り移転をすることができるということでございますので、自由に漁業者間だけで勝手に譲り渡すということは想定しておりません。

（５）でございます。年次漁獲割り当て量、毎年の量でございますけれども、それにつきましては、他の漁獲割り当て割合設定者に譲り渡す場合等であって、農林水産大臣または都道府県知事の認可を受けたときに限り移転することができるということでございますので、こちらのほうも大臣なり知事の関与が必ず入るという形になっております。

あと、（６）は何が書いてあるかという、要するに、個別割り当てみたいなのを受けていない者が獲ってはいけないということで、常識的な話が書いてあるということでございます。

さらに（７）でございますが、そういう超過した者に対しては停泊命令を出すということが出来ますし、あと、超過した分につきましては、翌年度といたしますか、そういったところから割り当て量を控除する、あるいは、それがさらにといたしますか、ひどいとき漁獲割り当て割合の削減も行うことができるということございまして、こういった具体的な運用の中身につきまして、現在、都道府県含めいろいろな方から、様々なご意見をいただきながら現在煮詰めているところでございまして、今後、広域漁業調整委員会でも資源ごとに資源管理の考え方といたしますか、そういったものにつきましていろいろご意見を賜りながら速やかに、円滑に資源管理が進む、あるいは、改正された漁業法の施行が行くように努めていきたいというふうに考えているところでございます。

もし、他にご質問とかあれば承りながらご紹介をしたいと思います。

以上でございます。

○関会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきましてご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○花岡委員 ありがとうございます。花岡です。ご説明、ありがとうございます。今ご説明いただいたものと、あとパンフレットの内容もあわせて2点質問させていただきたいです。

まず1点目はTACの部分ですね。早期にTAC80%カバーというような書かれ方をされていると思います。できるところから導入していくということで、タイムライン的にはいつぐらいにTAC80%カバーということをお考えなのでしょうかということが1点目です。まず、これをお願いいたします。

○関会長 お願いします。

○中課長 さまざま制約がございます。TAC指定に当たって、まず、漁業者の皆さんにご理解いただけるような資源評価の中身を充実させていかなければならないということと、その目標を設定して、実際にTAC実施していく前提として、ではどういう管理区分でやっていくのか、どういうふうな管理区分ごとの管理手法でやっていくのか、管理手法についてもどこまで準備が整っていて、どういう管理手法が可能なのか、様々ございますので、今の時点でいつまでにというふうな形ではなく、もうできる限り速やかにというふうなスタンスで取り組んでまいりたいと思っています。

○花岡委員 ありがとうございます。

例えば、法律施行時、2020年までに幾つかはそういうのって入ってきそうなんですか。あるいは、そういうのは難しい状態なんですか。

○中課長 その部分も我々、今から関係する漁業者と議論しながら進めていかなければならないというところでございますので、現時点でいつということはなかなか言いにくいかなというところでございます。

○神谷部長 ちょっと補足しますけれども、今そういうの含めて鋭意検討しておりますので、然るべきときにしっかりお示しできるようにしたいと思っております。

○花岡委員 ありがとうございます。

2点目が沿岸の部分の漁業管理というところです。

まず、資源評価対象種を200種に、これは平成35年度までに増やすと、ちゃんと年度が示されてわかりやすいなというふうに思うんですけども、それまでに、その法律は2020年より前に進んでいくというところなので、それまでの段階ですと、目標管理基準値、限

界管理基準値というものが設定できないんだろうなと思うんですけども、その場合に何が基準となって、どういうものが基準値となって管理がされていくのかというところを教えてください。

○神谷部長 これもですね、200種全てに一度にということには当然ならないわけなんですけれども、具体的方向性としては、資源のデータが非常に整っているものから順次資源評価の中においてMSYベースのものが示せるように資源評価、体系も変えていきますんで、それに応じて目標の基準とか何とかというのの議論に推移していきたいと思っております。

ですから、そこはもうデータの蓄積しているものから順次いろいろやっていくということとです。

○花岡委員 ありがとうございます。

では、データももちろん大事だと思いますし、その進み方なんだろうなと思いますけれども、それが揃うまでの間というのは今の、例えば資源管理計画の内容ですとかそういうものがそのまま続けられるというような形なんでしょうか。

何でもこういう言い方をしているかといいますと、資源管理計画、1930ぐらいある中で資源状態がよくなっていくものというものはこれまでの実績の中で30%ぐらいしかないという数字を水産庁様から示していただいているので、このままでも大丈夫なのかなということとをちょっと懸念して質問させていただいています。

○神谷部長 その辺も今本当に一生懸命検討しているところです。決して後ろ向きに言い訳で検討しているというわけではございませんので、よろしく願いいたします。

○花岡委員 ありがとうございます。期待しています。お願いします。

すみません、長くなりました。

○関会長 ありがとうございます。そうしましたら、次の議題に移りたいと思います。

最後の議題になりますけれども、(7)のその他でございますね。皆様から話題提供等ございましたらお受けしたいと思っております。

○福島委員 委員の福島です。関会長、いつも会議ご苦労さまです。会長が冒頭でお話ししましたとおり、委員の皆様ご多忙の中、お越しいただきありがとうございますというふうな話がございます、委員28名が一堂に会すのってかなり、神わざとは言いませんけれども、難しいのかなと。皆さん本当にご多忙の方多いと思います。

平成19年から漁船漁業構造対策事業というのが始まって、ほぼ12年経っております、

この中で漁船の構造改革、労働環境改善、省人、省力、省コストと船のほうはいろいろな取り組みをしていたと思うんですけれども、やはり、陸上でこういう会議とかもいろいろ、構造改革も進めていく意味でテレビ会議とかの導入というのはどうなのかというのが1つ、前から結構考えていまして、この広域調整委員ではないんですけれども、私も、地元青森で結構いろいろな会議に出ているんですけれども、テレビ会議やったほうがよい、みたいなのが結構ありまして、実際に言うと、この広域調整委員の中の要綱、要領とか定款がどうなっているかちょっと私も把握はしていないんですけれども、できれば、私、あと任期3年、ここにいらっしゃる皆さんあと任期3年あるんですけども、3年の間にテスト的なのか、それに向けていくのかというのを、もし、試験的でもいいのでやっていただければなというふうに思いまして、先日、事務局のほうには、簡単なんですけれども、こういうテレビ会議システムがあるよということでパンフレットもお渡しはしています。

なので、できれば3年後にはどういうふうになっているかわからないんですけれども、もしそういうふうになれるのであれば、もっと効率的なことができるのかなと思ひまして、一応一提案です。

○関会長 ありがとうございます。

○事務局（竹川） 事務局です。福島委員からいただいた資料は私の方で受け取らせていただきました。

テレビ会議につきましても、どういった形ができるのかというところは検討したいと思っておりますが、言われるとおり、実際に委員の数で28名いらっしゃるわけで、28名のマルチのテレビ会議というのはなかなか、その場で仕切るというのも難しいところがございます。

恐らくイメージとしては欠席された、ここに来られない委員がテレビで参加できないかというところなのかなとは思っておりますが、どういった形が可能なのか、インフラの面もありますし、制度の面もあります。こういったところについては内部で検討させていただきまして、また次回の広調委などでもこういったものが可能じゃないかということをご報告させていただきたいと考えております。

また、あわせて、おそらく福島委員のお話もなるべく多くの方が集まって議論を活発化してというお話なんだと思います。今回、水産改革もごございますし、今後も広域漁業調整委員会の議論をより活性化していくことが必要だと思いますので、今いただいた、そういったテレビを使った会議をやっていくとか、中身についてもより深くしていくと、そうい

った形で今後の進め方、あり方なんかについても引き続き、次回以降議論していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○福島委員 ありがとうございます。

意外にテレビ会議のほうが意見活発になるっていうのってあるんですよ。

以上です。

○関会長 ご提案、ありがとうございます。もうそういう時代ですので、またここら辺は調整しながら前向きに検討していきたいというふうに思います。

○佐々木委員 水産改革と予算の問題の説明ですが、中身は十分承知をしておるわけではないんですけれども、非常に浜プランから始まってこれの認証、私も責任者の一人なんですけれども、これによってリース事業がいわゆる発足をして、これの希望は、内容がなかなかわかりにくい面があって、現実的には希望者が潜在的に出てきたという状況ではないんですけれども、長官が言われるように予算もかなり、320億まで、3,200億ですか、ということですが、このリース事業というのは非常に漁船漁業を中心として対応してきたんですけれども、浜プランの全体の進行からいくとかなり希望者が多いのではないかと。

結局、水産庁はこの予算について、希望に対して消化率がどの程度現在あるのか、あるいは、今後この増額については、希望100%応え得る状況に予算化できるのか、その辺非常に我々は期待をし、心配もしておるところなんですけど、これからの一次産業の漁業の問題は、このリース事業というのは非常に、過去には冠水等で実施をした経緯があるんですけれども、この事業も水産庁が予算化するようになったんで、これから非常に漁船漁業を持続し、守っていくためにはより大きな役割を果たすと思っておりますので、その辺の事情をちょっとお聞きをしたらと思います。

○関会長 ありがとうございます。

消化率とか、もし、今わかる部分がありましたら。

○藤田課長 すみません、私、機器整備のほうをどちらかというと担当しております、同じような形で全漁連さんなりから当初要望調査みたいなのが、希望額みたいなのがあります。今回、例えば、機器整備であれば、補正予算でT P P関連でついた額でいきますと、確か当初調べた要望に対して多分5割か6割ぐらいだったと思います。

ですから、我々といたしましては、今後も機会を見つけてできる限り現場における設備の更新みたいなのが手助けできるように努力をしたいというふうに考えております。

○佐々木委員 これ、非常に魚種によって金額が大幅に問題になるんですよ。だから、

何億もかかる漁船もあれば、いわゆる小さい1億までの船もあるわけなんですけれども、非常に成長産業の中で今後はそういう問題について非常に積極的にこれを要望してくる可能性が非常に強いんですよ。

それで、県に話を聞くと、いわゆる県が完全な割当て制度じゃないにしても、県の枠としてはこれ以上なかなか対応できないとかいう話もあるので、そういう点も総合的に、せっかくの水産政策の改革ですから、やっぱり前向きの産業については積極的に水産庁は対応していくということは基本になっておりますので、ぜひ、全面的な対応・協力をお願いしておきたいと思います。

○関会長 ありがとうございます。

よろしいですね。

他によろしいでしょうか。

そうしましたら、ご意見も出尽くしたようでございますので、引き続き、次回の委員会はまだテレビ会議ではないということなので、次回の委員会の開催予定について事務局より説明をお願いします。

○事務局（竹川） 事務局からご説明します。例年どおり、今年の11月ごろに次回の委員会を開催したいと考えております。今回は本委員会のほか部会もあわせて開催する予定としております。日時及び場所につきましては、会長ほか皆様のご都合もお聞きしながら、追ってご連絡したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○関会長 次回の委員会は例年どおり11月ごろに予定されているということです。詳細については後ほどということになります。委員の皆様方にはよろしく願いいたします。

そうしましたら、各委員の皆様、ご臨席の皆様におかれましては、議事進行へのご協力及び貴重なご意見をありがとうございました。事務局におかれましては、本日いただいた意見を踏まえて、今後の委員会の運営に活用していただきたいと思います。

なお、議事録署名人に指名させていただきました高知県の木下委員、それから大臣選任委員の金澤委員のお二方には後日事務局から本日の議事録が送付されますので、対応よろしく願いいたします。

これをもちまして、第30回太平洋広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。どうも皆様ありがとうございました。

午後3時47分 閉会